

役場からのお知らせ

電話 72-0450
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

40歳から74歳の国保加入者の方へ 特定健診を必ず受けましょう！

健診料金は大豊町国保が負担するので無料です。全額自己負担で健診を受けると8千円相当の費用がかかります。医療機関で特定健診が受けられるのは11月30日までです。

医療機関でご自分の都合のよいときに受診できます。受診できる医療機関はホームページでも確認できます。大豊町内の医療機関に限りませんが、健診タクシー制度が利用できます。

病気になるって高額な医療費が必要になる前に、特定健診を受けて健康づくりに活かしましょう。予約をして、受診はお早めに！

問い合わせ先…住民課健康づくり班

大豊町通院タクシー制度

歯科・口腔外科も対象になります

10月1日から大杉中央病院、大田口医院、高橋医院に加え、秋山歯科診療所、大杉中央病院・歯科口腔外科が利用可能になります。

助成区間は、医療機関から自宅までの帰りの片道区間限定です。

医療を受診して帰る際、院内受付にてタクシー利用助成券発行を申し出、医療機関にて住所・氏名を記入

および受付印を押印した利用助成券を受け取ってください。乗車時には、その利用助成券をタクシー会社に提出してください。

タクシー料金の支払いは、助成券一枚につき500円をご負担ください。それ以上の金額については、町が助成します。ただし、買い物など個人的な寄り道区間および待ち時間の料金は、50円に上乗せされて利用者負担となりますのでご注意ください。

問い合わせ先…住民課福祉班

10月21日～27日は行政相談週間です

国の仕事やサービスで、困っていること、分からないことはありません。

総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、毎月1回「一日行政相談所」（無料・秘密厳守）を開設します。お気軽にご相談ください。

【日時】10月2日（水）午前10時～正午
【場所】総合ふれあいセンター（黒石）

問い合わせ先…行政相談委員 横山忠男

☎073-06687

DVはあなただけでなく

子どもたちも苦しめています

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者

や恋人に対する体や心への暴力のことです。身体的な暴力や言葉での暴力のほかにも、生活費を渡さない、外出を制限することなども、DVにあたります。

子どもさんがいる場合は、児童虐待にもつながります。



今、DVで苦しんでいるあなた、周りで苦しんでいる人を知っているあなた、一人で悩まず、相談してください。秘密は守られます。

相談先…

女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

☎088-8333-0783

こつち男女共同参画センター

女性向け ☎088-873-9555

男性向け ☎088-873-9100

10月は「里親月間」です

あなたを必要としている子どもたちがいます。さまざまな事情によって家庭で生活できない子どもたちがいます。そのような子どもたちを皆さんの家庭に迎え入れ、愛情を持って養育していただく制度が「里親」です。人のつながりを感じることができる家庭の温かい雰囲気の中で、子どもの健やかな成長をともに見守っていただけませんか。

里親に関心のある方は、左記までお問い合わせください。

問い合わせ先…大豊町教育委員会

☎72-0458

高知県中央児童相談所

☎088-8666-6791

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は安全・安心な公的年金で、次のような特徴があります。早く加入するほど有利な点もありますので、農業に携わる方はぜひご加入ください。

■国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

■保険料の額は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に決められます。

■80歳までの保証がついた終身年金です。

■保険料は全額、所得税の控除対象になります。

■認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

問い合わせ先…農業委員会（産業建設課産業班内）

狩猟免許試験を実施します

県では、鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者の確保育成を目的として、狩猟免許試験（臨時試験）を実施します。

【日 時】11月2日（土）

午後1時～（受付 午後0時30分～）

【場 所】本山町プラチナセンター

【試験内容】狩猟免許試験（わな猟）

【受験申請】10月23日（水）までに県鳥獣対策課または、

10月18日（金）までに地区猟友会事務局まで

【初心者（事前）講習会】

【日 時】10月26日（土）
午前9時30分～（受付午前9時～）

【場 所】本山町プラチナセンター

【申し込み】10月18日（金）までに地区猟友会事務局まで

問い合わせ先…高知県鳥獣対策課

☎088-823-9042

ご存じですか？

被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。

このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

■住家被害認定…「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定…地震や降雨等による宅地災害

が広範囲に発生した後に、二次

災害を防ぐ目的

で被害の状況を

把握して宅地の

危険度を判定す

るもの

※降雨災害にも対

応するところが

建物の応急危険

度判定と違いま

す。

それぞれの目的

をご理解いただ

き、判定のための

調査の際にはご協

力くださいますようお願いいたします。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。 ステッカーはそれぞれA3サイズです。		
(緑)	(黄)	(赤)
この建物は使用可能です	この建物に立ち入る場合は十分に注意してください	この建物に立ち入ることは危険です

公開シンポジウム

「アジアと日本の山村集落」

アジアの国々から若手研究者を呼び、集落の皆さんと意見交換していただくことで、互いの地域の将来のあり方を考えることを目的に行います。

【日 時】11月9日（土）午前9時～午後5時

【場 所】東豊永生涯学習センター

【内 容】

【午前】バン格拉デシユ、ミャンマー、ブータン、ラオス等からの若手研究者による各国の農村の状況発表

【午後】日本各地の農山村の状況、活動発表

問い合わせ先…高知大学農学部 市川昌広

☎088-864-5125